

第5章 朴槿恵「信頼プロセス」と北朝鮮 —安全保障上の制約のなかの南北対話—

倉田 秀也

1. はじめに—「閏日合意」破棄後の南北朝鮮関係

2012年2月29日、米朝間で成立した「閏日合意」は、北朝鮮が核実験、弾道ミサイル発射の自制に加えて、「平和協定が締結されるまで軍事停戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石になること」への合意を盛り込んでいた。この合意が遵守される限り、北朝鮮は核実験を自制するばかりか、韓国海軍哨戒艦「天安」撃沈、延坪島砲撃のような対南武力行使を控えることが求められる。その限りにおいて「閏日合意」は、北朝鮮の核開発を最低限制御した上で、さらなる「非核化」のための協議の前提となると同時に、韓国にとっても最低限の「平和」を担保する文書となると考えられた。

しかし、「閏日合意」は2012年4月、北朝鮮が事実上の弾道ミサイル「銀河3」を発射することで無効化され、2013年2月の第3回核実験を経て、その核保有は既成事実化を深めている。北朝鮮は同年7月に「核問題の全面的見直し」に着手し、自らの核保有を前提とした対米協議を提起するに至った。対南関係についても、「閏日合意」が無効化されるとともに、北朝鮮は軍事停戦協定の拘束なく対南武力行使を敢行する余地が生まれ、2013年夏の米韓合同軍事演習「乙支フォーカス・ガーディアン」を機に「祖国統一大戦」の名の下に軍事動員を図ったのである¹。

かかる背景で、2013年2月に発足した朴槿恵政権の対北朝鮮政策は、確固たる抑止力の基盤の上に対北提議を行わざるを得なかった。これは朴槿恵の大統領在任中の2015年末に予定されている「戦時」作戦統制権の返還とも深く関わる。韓国軍主要部隊に対する「戦時」作戦統制権は米韓連合軍体制の下、在韓米軍司令官の掌中にあるが、これが韓国に返還されれば、米韓連合軍司令部は解体され、韓国軍が在韓米軍と並立的かつ独自の指揮体系をもつ。これが北朝鮮の対南武力行使を効果的に抑止できるかについては、かねてから韓国内でも議論があったが、朴槿恵は2015年末に予定通り「戦時」作戦統制権の返還をすすめるか否かについて決断を下さなければならない。

以上のような視点に立ち、朴槿恵政権の対北政策と2013年の北朝鮮の対南政策の動態を安全保障の観点から述べてみるが、紙幅の関係上、事態の詳細な推移よりは、この時期の南北間の相互作用の歴史的な位置づけを明らかにする目的から、韓国の歴代政権による統一方案、南北間の既存の合意文書との関連を念頭に記述してみる。

2. 朴槿恵「信頼」プロセス—安保重視ゆえの限界

(1) 国家連合なき共同体建設—対北提議の制約

本来、冷戦終結後の韓国の統一方案は、南北関係の「制度化」と同一民族としての「同質性」の回復という二つの要素によって構成されていた。前者は「二つの韓国」という現実認識に立脚しつつ、軍事停戦体制の平和体制への転換などによる分断体制の平和的管理を経て、国家連合という制度化に連動すべきものと考えられた。一方後者は、「民主共和体制」による「一つの韓国」に向かう南北間の協力と交流措置を指す。その萌芽は、盧泰愚政権初期の

「韓民族共同体統一方案」にみることができるが、それを継承しつつ段階論で体系化したのが、金泳三政権の「3段階民族共同体統一方案」であった。

この統一方案では、その最初の段階として「和解・協力段階」を設定し、その後「国家連合」を経て「民主共和体制による統一」を主張するものであり、その間に分断の平和管理と並行して相互関係を制度化しつつ、「民族的同質性」を回復しようとするものであった。さらに、その第1段階の「和解・協力段階」で想定された内容は、1991年末に採択された「南北の和解・不可侵、交流、協力に関する合意書」（以下、「南北基本合意書」と略記）によるところが大きかった。この包括的な合意文書を履行することで、第2段階の「国家連合」に連動すると考えられた。「3段階統一方案」は1994年8月、「韓民族共同体建設のための3段階統一方案」として修正されたが、上に示した段階論は堅持されていた²。

冷戦終結後の韓国の統一政策は「南北基本合意書」の内容を反映していたが、金大中政権以降、政権独自の包括的な統一方案は示されることはなく、したがって北朝鮮との合意文書が反映されることもなかった。事実、金大中は野党時代から「3段階統一方案」を標榜していたが、これは金大中個人の統一方案であり、政権としての統一方案ではなかった。したがって、南北首脳会談の「南北共同宣言」（2000年6月15日）に言及された「南側の国家連合案」とは、金大中個人の統一方案を指すと考えられた。

以来、盧武鉉、李明博政権は、対北政策という全体像の中で、北朝鮮を核放棄の誘因として経済協力をいかに連動させるかが問われることになり、「国家連合」という相互関係の制度化の方案が示されることはなかった。そのなかで、「民族共同体」の建設は北朝鮮との経済協力の名分であり続けた。例えば、李明博政権の「非核・開放・3000」構想は、北朝鮮の核放棄の誘因として大規模な経済支援の可能性を提示していたが、それは同時に「南北経済共同体」の「基盤造成」とも説明されていた³。

朴槿恵も同様に「民族共同体」の建設を標榜し、過去の「民族共同体統一方案の発展的継承」を謳い、「小さな統一（経済統合）」から「大きな統一（政治統一）」を志向するとした。ただし、李明博政権が結局、一度の南北対話も行うことなく、北朝鮮を「非核化」に導くことができなかつた上、北朝鮮が「核問題の全面的見直し」で核保有の既成事実化を図るという条件で、朴槿恵が「非核・開放・3000」構想のような物質的誘因を盛り込んだ対北提議を行うことは、北朝鮮の核保有を助長するかのよう受け取られかねなかつた。

（2）「機能主義」的接近への回帰——平和体制樹立問題の回避

かかる制約のなかで、朴槿恵が標榜したのが「信頼プロセス」であった。これに関する統一部の説明では「政治軍事的信頼構築」に言及しており、それを排除するわけではないが、朴槿恵のいう「信頼」とは必ずしも安全保障用語である「信頼（confidence）」を意味するものではなく、より広義の「信頼」と理解されるべきであろう⁴。また朴槿恵は、大統領選挙運動中の記者会見で「非核化の進展に相応する政治・経済・外交的措置をとる」⁵としていたが、それは李明博の「非核・開放・3000」構想のように、予め包括的な融和策を提示するものではなかつた。朴槿恵のいう「信頼」とは、対北政策に物質的な誘因を盛り込むことを自制しつつ案出された抽象的概念とあってよい。統一部は「信頼」について、北朝鮮が過去、挑発から危機をつくりだし、妥協した後、補償を求めて再び挑発を繰り返すという「悪循環を反復することで不安定な平和と対決の構造が持続した南北関係を打破」

することを目的とし、北朝鮮と「対話し、約束を守り、互恵的に交流・協力していく過程で漸進的に蓄積される」⁶と説明していた。

かくして、朴槿恵政権の対北朝鮮政策は、非政治軍事的領域に矮小化されたものにならない。それは冷戦末期、北朝鮮が主張する在韓米軍撤収、国連軍司令部解体に連動することを回避するため、全斗煥政権が「機能主義的接近」を標榜しつつ、南北対話をほぼ非政治軍事的領域に限定した「民族和合・民主統一方案」（1981年1月）と酷似したものとなる。朴槿恵は上述の記者会見で、「一種の南北間代表部の役割を担う『南北交流協力事務所』をソウルと平壤にそれぞれに設置する」と述べたが、これも全斗煥が「民族和合・民主統一方案」の第7項目で提示した「南北常駐代表部」のソウルと平壤への相互設置⁷を想起させる。また、朴槿恵が主張する「非武装地帯の世界公園」も、「民族和合・民主統一方案」の一環として孫在植・国土統一院長官が提示した「モデル実践事業」における非武装地帯内の「共同競技場施設」の設置（第17項目）、「動植物の自然生態系の研究のための共同学術研究」（第18項目）⁸と軌を一にしている。

また、朴槿恵が大統領就任演説でも、北朝鮮の「信頼」関係の蓄積に「確固とした安保の上に」との一文を冠したことをみても⁹、北方限界線（Northern Limit Line=NLL）をはじめ、既存の秩序の変更を北朝鮮との「信頼」のために供する意志はなかったとみてよい。例えば、「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」（2007年10月4日、以下「10・4宣言」と略記）ではその第3項目で、銃撃戦が展開された黄海で「西海平和協力特別地帯設置」を設定し、共同漁業水域を指定し、この水域を平和水域とする軍事協議のための南北国防長官級会談をもつことを謳っていた¹⁰。この合意については韓国では、NLLを相対化するものとして厳しい批判に晒され、李明博政権も「10・4宣言」から離反し、それが「天安」撃沈、延坪島砲撃の遠因となっていった¹¹。

この点については朴槿恵も、李明博の認識をほぼ継承していた。朴槿恵は上述の記者会見でも、「既存の合意にある平和と相互尊重の精神が実践されれば、細部事項は現実に合わせ調整していく」としたが、「第二の天安艦爆沈、延坪島砲撃のような事態は決して容認しない。NLLに対するいかなる挑発行為も認めない」と明言していた。さらに、セヌリ党が纏めた政策公約集には、「北朝鮮がNLLを否定し、天安艦爆沈、延坪島砲撃などの軍事的挑発を持続」させているとしつつ、「NLLに対する挑発を容赦しない」¹²と記されていた。朴槿恵は「10・4宣言」の全面破棄を考えていたわけではないが、この文書のNLLを無力化しかねない項目を履行することには慎重であったに違いない。

（3）「戦時」作戦統制権返還問題—米韓連合軍体制の維持

北朝鮮は米韓連合軍司令部の下で韓国軍に対する「戦時」作戦統制権を米軍が掌握している状態を挙げ、平和体制樹立の過程で韓国を排除していた。その限りにおいて、「戦時」作戦統制権が返還され、米韓間の垂直的な指揮体系を制度化した米韓連合軍司令部が解体され、並立的な指揮体系に転換することは、平和体制樹立における韓国の当事者能力を高めることになる。かくして、盧武鉉政権期、韓国は米国との間で「戦時」作戦統制権を2012年4月17日に韓国軍に返還することにいったん合意をみた。

ところが、李明博政権は当初から返還時期の延期を考え、2010年3月の韓国海軍哨戒艦「天安」の撃沈事件を挙げ、その時期を2015年12月1日に延期することでオバマ政権か

ら合意を引き出した。確かに、米韓連合軍体制下でも抑止できなかった北朝鮮の対南武力行使が、その解体によって抑止できるとは考えにくかった。これを受け、米韓国防部間の協議を経て、「戦時」作戦統制権が韓国に返還される2015年末を射程に置き、米軍の再編、韓国軍の任務転換などを進めることとし、それは在韓米軍の手による『戦略同盟2015』という文書に纏められた¹³。

朴槿恵の対北朝鮮政策は、既存の米韓安保体制の堅持の上に展開されなければならなかった。対北抑止力という観点からは、米韓連合軍司令部の解体を通じて南北間の平和体制樹立の条件を整えるよりも、米韓連合軍司令部の維持が優先されることになる。朴槿恵はまた、この問題についても李明博と認識を共有していた。そもそも、朴槿恵は国会議員時代、「戦時」作戦統制権の返還には否定的であった。例えば、この問題が浮上した盧武鉉政権期、朴槿恵はハンナラ党前党首として返還反対を主張する集会に参加し、この問題を「主権問題」とする立場に対し、「軍事作戦の効率性の問題であり、いま論議しなければならない問題ではない」¹⁴と主張していた。また、朴槿恵は2007年2月の訪米の際、ライス国家安全保障担当補佐官との会見で「(返還の)期日を決定してから推進することへの懸念」(括弧内は引用者)を示し、「熟考」¹⁵を求め、ナショナル・プレス・クラブでの演説では、「韓米同盟を強化する『新安保協定』を作らなければならない」¹⁶と述べたという。

ところが、朴槿恵は大統領候補に選出されてからはかかる発言を控え、『戦略同盟2015』を尊重する姿勢をとり、上述の記者会見では「2015年の戦時作戦権返還を準備万端整える」と述べていた。ただし、朴槿恵が『戦略同盟2015』に従って、「戦時」作戦統制権が返還されることを既定の結果として受け止めていたとは考えにくい。朴槿恵の選挙公約をみても、韓国軍主導の「新しい連合防衛体制」の創設が謳われていた上¹⁷、上述の政策公約集でも「2015年の戦時作戦権返還を準備万端整え」としながらも、「戦時作戦権返還による安保悪化の可能性を憂慮」¹⁸すると記されていたのである。

これらを見る限り、朴槿恵は李明博政権下の合意通り、2015年12月に「戦時」作戦統制権が返還されることを念頭に置きながらも、返還後も抑止力の低減をもたらさないよう米軍との連合軍体制の維持を考えていたといえる。確かに、韓国軍が主導するという部分には留意する必要があるが、そもそも、米軍が過去、外国軍の作戦統制を受けた例はない。そこで生まれる防衛体制が米軍との「連合防衛体制」である以上、形式的にはともかく、実質上の作戦統制は米軍に依存することになる。

3. 春の攻勢——金正恩の‘Madman Theory’?

発足直後の朴槿恵政権に対して、北朝鮮は緊張を高めることで対応した。2013年3月5日、朝鮮人民軍最高司令部は代弁人声明で、「戦争演習(米韓合同軍事演習を指す)」(括弧内は引用者)が「本格的な段階」に移る3月11日をもって、軍事停戦協定について「完全に白紙化を宣言する(completely declare invalid)」と述べた。すでに米韓共同野外機動演習「フォール・イーグル」は3月1日に開始されており、朝鮮人民軍最高司令部代弁人がいう「戦争演習」が「本格的な段階」に入るとしたのは、3月11日に開始される米韓合同指揮所訓練「キー・リゾルヴ」を指す。さらに、この声明は朝鮮人民軍板門店代表部の活動も「全面中止」とし、「朝米軍部電話」も「遮断」と発表したのである¹⁹。

振り返ってみると、北朝鮮が1996年2月22日、外交部代弁人談話を通じて「新しい平

和保障体系」に至る暫定措置として米朝「暫定協定」を提案したとき、軍事境界線と非武装地帯の維持・管理に関する任務を放棄するなどの措置をとり、軍事停戦体制を意図的に機能不全に陥れたが、そのときも北朝鮮は米国が軍事停戦機構の「破壊行為」を行ったとして責任を転嫁していた²⁰。また近年では、「天安」撃沈事件後、北朝鮮は米国に対して共同検閲団を提案したが、そのときも、軍事停戦協定が米国によって「体系的に蹂躪され、破壊された」²¹との主張を行っていた。しかし、北朝鮮が自らの意思として軍事停戦協定の「白紙化」を宣言したのは、管見の限りこれが最初と考えられる。

さらに、北朝鮮による危機の高潮はこれに止まらなかった。3月8日、祖国平和統一委員会声明で「北南間の不可侵に関する全ての合意」（傍点は引用者）を「破棄」（abrogate）すると宣言した²²。ここで「破棄」するとした合意文書が何を指すかは、特定されていない。ただし、北朝鮮が上述の米朝「暫定協定」を提案したとき、すでに「南北基本合意書」を「不可侵に関する合意書」と呼んでいた。そのとき北朝鮮は「南北基本合意書」に謳われた南北平和体制樹立の合意を意図的に無視することで米朝「暫定協定」を正当化しつつ、「南北基本合意書」の合意事項から「不可侵」合意のみ取捨選択していたのである²³。

しかし他方、軍事停戦協定とは異なり、北朝鮮が「南北基本合意書」について「破棄」に言及したのには前例がある。その一例として、2009年1月末に祖国平和統一委員会は声明で、『北南間の和解と不可侵および協力、交流に関する合意書』とその付属合意書にある西海海上軍事境界線に関する条項を破棄（be nullified）する²⁴とし、それはその年秋の大青島海戦、翌年の「天安」撃沈、延坪島砲撃の布石となった。加えて指摘するなら、2013年3月の祖国平和統一委員会声明では「不可侵に関する全ての合意」と呼び、「不可侵」に関する合意が「南北基本合意書」だけではないことを示唆したことであろう。実際、「10・4合意」はその第3項目で「北と南は朝鮮半島でのいかなる戦争にも反対し、不可侵義務を確固として遵守することにした」（傍点は引用者）とし、「南北基本合意書」の「不可侵」合意を再確認していた。北朝鮮がNLLの無効化を図る根拠となる「10・4合意」全体を「破棄」したとは考えにくい。祖国平和統一委員会声明でいう「不可侵に関する全ての合意」の「全て」が、「不可侵」合意が「南北基本合意書」だけではなく、「10・4合意」の第3項目も指すとすれば、北朝鮮は「10・4合意」についても選択的に「破棄」しようとしたことになる。

ただし、北朝鮮は過去、危機を高潮させつつも、朝鮮人民軍板門店代表部をはじめ対米接触の場を閉じたことはなかった。北朝鮮は米朝間の軍事接触の機関のみならず、南北将官級会談の北側団長の談話を通じて「敵の無分別な蠢動により、北南の対話と協力のために開設された北南軍通信はすでにその意味を喪失した」と述べ、「朝米、北南間には何らのルートも通信手段も存在しない」²⁵と述べた。北朝鮮はここで、あえて対米、対南接触の双方の機関を閉鎖することで、自身の軍事攻勢が米国、韓国からの譲歩を得るための戦術的な攻勢ではないことを誇示しようとした。北朝鮮は自らの行動の不合理性を誇示することで、軍事攻勢に信憑性を付与しようとしたといってもよい。

北朝鮮の攻勢は、開城工業団地にも及んだ。開城工団は、曲折を経ながらも2000年の南北首脳会談で合意した南北共同事業の中で唯一推進される事業であるが、中央特区開発指導総局代弁人の談話を通じて、「われわれの尊厳を少しでも傷つけようとするれば、開城工業団地を閉鎖することになる」²⁶と警告した。これを受け韓国統一部報道官は、北朝鮮が同日

朝、南北協力事業の工業団地に韓国側従業員が南北軍事境界線を越えて立ち入るのを禁止すると韓国側へ通告してきたと明らかにし、韓国側もやむをえず同団地に勤務する労働者を撤収させる措置をとることになった²⁷。北朝鮮側もまた、金養建朝鮮労働党書記が、工団を一時中断し、労働者の全員を撤収するとする声明を発表し²⁸、開城工団はここにいったん操業停止に至った。

ただし、北朝鮮がこの攻勢において行動の不合理性を装いながらも、一定の合理性をみせていたといわなければならない。上にみたように、北朝鮮は軍事停戦協定を一貫して「白紙化」する一方で、「南北基本合意書」の不可侵合意については「破棄」するとして差別化していた。この文脈から、一連の攻勢が終わった後に『労働新聞』が掲載した論評は特筆すべきかもしれない。この論評によると、朝鮮人民軍司令官代弁人が軍事停戦協定を「全面白紙化」するとしたのは、「米国が停戦協定を系統的に破壊し、白紙化したことに対するわれわれの対抗措置であった」とした上で、平和協定への転換を求めている。なお興味深いことに、ここでは「朝鮮半島で何らかの破局的事態が発生する場合、その責任は停戦協定を破棄し、平和協定の締結に執拗に反対した米国が全的に負うことになるであろう」（傍点は引用者）²⁹として、米国が停戦協定を「破棄した」としながら、北朝鮮がとった措置については一貫して「白紙化」と述べていたのである。

4. 攻勢後の南北朝鮮関係——開城工団事業再開と米韓指揮体系の再調整

(1) 開城工団事業再開の南北当局者会談——「信頼」プロセスと既存文書

北朝鮮が春の攻勢で意図的な緊張を高めた後、北朝鮮は対南平和攻勢に転じることになるが、対南提議としてとりあげたのが、開城工団の操業再開であった。6月6日、祖国平和統一委員会代弁人が「特別談話文」を通じ、金剛山観光事業の再開と併せて開城工団の操業再開のための南北当局者会談を提起したのである³⁰。

そもそも、開城工団事業は上述の通り、2000年の「南北共同宣言」で生まれた南北共同事業であり、「10・4宣言」でも、その第1項目で「6・15共同宣言を守り抜き、積極的に具現する」ことその他、第5項目では「開城工業地区第1段階の建設を早期に完工して第2段階の開発に着手」することを謳っていた。北朝鮮の認識において、開城工団事業は少なくとも春の攻勢まで、「南北共同宣言」と「10・4宣言」の実践事業と位置づけられていた。金正恩もこの年の「新年の辞」で、「北と南、海外の全同胞は、新世紀の民族共同の統一大綱であり、平和・繁栄の里程標である6・15共同宣言と10・4宣言をあくまで履行するために積極的に闘わなければなりません」³¹と述べていた。上述の「特別談話文」でも、金剛山観光事業と開城工団事業を「6・15を好機として」再開することを韓国側に促していたことから、この認識は春の攻勢以降も有効であったとみななければならない。

これに対して朴槿恵が、開城工団事業をこれらの合意文書の履行という文脈に位置づけていたとは考えにくい。朴槿恵にとって開城工団事業は、「天安」撃沈を受けて韓国が課した経済制裁措置（「5・24措置」）の例外とされて継続された唯一の事業であり、北朝鮮との「信頼」の蓄積が期待できる事業となっていた。したがって、北朝鮮が春の攻勢で、開城工団を操業停止したにもかかわらず、祖国平和統一委員会が操業再開のための南北当局者会談を提起したとき、朴槿恵は開城工団事業を再開し、操業中断の再発防止措置をとることで「信頼」を蓄積し、その他の領域にも波及効果をもたらすことを期待した。上述の統

一部の説明に示されたように、朴槿恵の「信頼プロセス」は、北朝鮮が過去、挑発から危機をつくりだし、妥協した後、補償を求めて再び挑発を繰り返してきた「悪循環」を断絶することを目的としていた。朴槿恵は後に仏誌との会見で、開城工団事業についても「適当に妥協して正常化させた後、一方的な約束破棄でまた工団操業を中断するという悪循環は繰り返さない」³²と述べ、「信頼プロセス」の一環としてこの事業を位置づけていた。

祖国平和統一委員会代弁人の「特別談話文」を受け、6月9日と10日、板門店で実務協議が開かれたが、そこでの議論は上にみた開城工団事業に対する南北間の認識の相違をよく示していた。北朝鮮側は当初から、開城工団事業の再開を通じて、韓国を「南北共同宣言」と「10・4合意」に回帰させることを考えていた。この実務協議を受け『労働新聞』の論評が「6・15共同宣言と10・4宣言を履行するための闘争にさらに力強く突き進むであろう」³³と述べたのに対して、韓国側は統一部が「特別談話文」に対して、「南北当局者会談がいままで韓半島平和プロセスの名で何度も強調した南北間の信頼を蓄積する契機となることを希望する」³⁴と述べたように、当初から南北間の既存文書の履行ではなく、あくまでも「信頼プロセス」の一環として捉えていた。

また、ここで南北双方は、これ以降の南北当局者会談の首席代表の職位についても合意をみることはなかった。北朝鮮は「特別談話文」を発表した祖国統一委員会書記局局長（内閣参事）と統一部長官を首席代表とする閣僚級会談を主張したが、韓国側は統一部長官に対応すべき人物を首席代表とすることを求め、北朝鮮側が首席代表に祖国平和統一委員会局長とするなら、韓国側首席代表は統一部次官を首席代表とすると主張した³⁵。かくして、6月10日に発表された合意文書をみると、北朝鮮側の発表文はその第3項目で協議中議論された問題として、「6・15および7・4発表共同記念問題」を挙げたが、韓国側のそれにはこれに該当する部分はなかった。さらに、北朝鮮側の発表文の第4項目では、「会談代表団は各々5名の代表で構成され、北側団長は相級（閣僚級）当局者とするにすることにする」（括弧内は引用者）とされたのに対して、韓国側のそれは「今後政府内の検討を経て当局間対話の時期、議題等の関連事項は事後発表することとする」³⁶と述べるにとどまった。

その結果、6月12日から予定されたソウルでの南北当局者会談は中止となった。これを受け、祖国平和統一委員会代弁人は再び談話を発表し、当局者会談での首席代表について韓国側が金養建朝鮮労働党統一戦線部長書記を求めてきたことを明かし、「党中央委員会書記に対して一介の傀儡行部署の長官の類は相手にもならない」と批判し、朴槿恵の「信頼プロセス」についても「前『政権』の対決政策と少しも変わるところがなく、むしろそれを凌いでいる」とした上で、「北南当局会談に未練など毛頭ない」³⁷と述べたのである。

それにもかかわらず、閣僚級会談をもち実務協議で開城工団事業が再開した端緒は、実務協議中断後、北朝鮮が7月3日、中央特区開発指導総局の名義で送られた「梅雨による工団の設備・資材の被害と関連して、関係者の訪問を許可する」³⁸とする書簡であった。これに韓国側が同意すると、その翌日には北朝鮮が同名義で南北実務者協議を提案したのである³⁹。実務協議は6回の決裂を繰り返したが、柳吉在統一部長官が、最後の協議を呼びかけつつ、北朝鮮が操業中止の再発防止に応じなければ、「重大な決断を下さざるをえない」⁴⁰と述べ、開城工団事業からの撤退を示唆すると、北朝鮮は態度を軟化させて祖国平和統一委員会代弁人が実務協議の再開を提案し⁴¹、8月14日の第7回実務協議で「開城工団の平和正常化のための合意書」を採択したのである。そこには「開城工業地区の中断事態が再発

しないよういかなる場合も情勢の影響を受けることなく、南側人員の安定的通行、北側労働者の通常出勤、企業財産の保護など工業地区の正常的運営を保障する」⁴²との一文が盛り込まれたが、これも韓国側の強い主張によるものであろう。

南北間実務協議の経緯が示すように、朴槿恵政権は開城工団事業を当初の目的通り、「信頼プロセス」の一環に位置づけることができた。その過程で朴槿恵政権は、この事業を「南北共同宣言」「10・4宣言」という既存文書の履行に連動させようとする北朝鮮の試図を封じることができたといえる。

(2) 米韓指揮体系の変革—返還時期再延期と「連合戦区司令部」案

北朝鮮の春の攻勢は他方で、朴槿恵が選挙公約で掲げた「連合防衛体制」の帰趨にも少なからず影響したであろう。実際、金章洙国家安保室長は4月18日、国会運営委員会で「戦時」作戦統制権の返還に関し、2015年末の返還という大統領間の合意を履行するよう「最大限の努力を傾注する」と強調しながらも、「安保状況やわれわれが引き継ぐことができる準備などを総合的に判断し、この問題については余裕をもって検討することもありうる」⁴³と述べた。また同月25日、金寛鎮も同様に北朝鮮の核・ミサイル脅威を挙げた後、「安保状況の変化に合わせて韓国軍が果たして準備できるかに検証の焦点を合わせ、将来これを韓米間で協議していく計画である」と述べ、「戦時」作戦統制権の再延期についても「あらゆる可能性を念頭に置いて検討する」⁴⁴と述べたのである。

北朝鮮はこれらの発言を座視しなかった。『労働新聞』は金寛鎮の発言を取り上げ、「北侵共助を強化しながら、われわれをどうしても武力で害そうと発狂する侵略者と売国奴らの策動」として厳しい非難を加えた上で、「われわれが核抑止力を保有したことがいかに正しい選択であったかということを改めて実感している」⁴⁵と述べた。

もとより、それで即座に「戦時」作戦統制権返還の再延期が決定公表されたわけではなかった。5月7日、朴槿恵はワシントンでオバマ大統領との米韓首脳会談に臨んだが、そこで両大統領は、「戦時」作戦統制権の返還につき「米韓連合防衛力を強化する方向で準備し、履行することで意見を同じくし」、オバマ大統領も「両国は2015年に返還するための作業を順序通りに進行中」⁴⁶と発言していた。

朴槿恵が大統領選挙当選後、2015年末に「戦時」作戦統制権が返還された後も、米軍との新たな「連合司令部」の設立を考えていたことはすでに述べたが、4月末に金寛鎮が国会で述べた「戦時」作戦統制権の返還を再延期する可能性は、やはり米韓首脳会談前後も残されていた。特筆すべきことに、金寛鎮は後に「戦時」作戦統制権の再延期を「(2013年)5月にわれわれが米国に初めて提起」(括弧内は引用者)した⁴⁷ことを明らかにし、国会では「すでに5月初めに国防部が青瓦台に統制権移管の(再)延期を建議し、朴槿恵大統領が同意した」⁴⁸(括弧内は引用者)と答弁していた。米韓首脳会談との前後関係は不明であるが、この時期に朴槿恵も「戦時」作戦統制権返還時期を再延期する必要性を認識し、それは米国にも伝えられていたことになる。これ以降、米韓両国はほぼ同時期に、新たな「連合司令部」の設立と「戦時」作戦統制権返還時期の再延期の双方を検討することになった。

両者のうち最初に公表されたのは、「連合司令部」の設立であった。6月1日にシンガポールでのアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)を機にもたれた米韓国防長官会談では、2015年末に「戦時」作戦統制権を韓国に返還した後、新たに「連合戦区司令

部」を設置することに合意をみたのである⁴⁹。国防部の説明によると、米韓連合軍司令部はいったん解体するが、新たに設立される「連合戦区司令部」では、韓国軍合同参謀議長が司令官、在韓米軍司令官が副司令官となり、その参謀の比率も韓国軍が米軍の2倍程度となるという⁵⁰。

韓国は韓国軍が「連合戦区司令部」の司令官になると主張したが、北朝鮮はそう捉えてはいなかった。『労働新聞』は「連合戦区司令部」について、韓国軍がそれを主導するとする韓国の説明を黙殺し、「南朝鮮に対する軍事的支配体制を維持しながら対朝鮮侵略戦略を実現するため米国と、『戦時作戦統制権転換』以降も、主人との軍事的結託を強化し、骨髄に染みた北侵略野欲を必ず実現しようとする南朝鮮好戦狂らの利害関係に合致した結果」であるとし、それを「われわれに対する嚴重な軍事的挑発」⁵¹であると批判した。北朝鮮は、「連合戦区司令部」が新たな司令部であったとしても、韓国軍が米軍と司令部を共有する以上、韓国軍がそれを主導することはなく、既存の米韓連合軍司令部と変わることはないと判断していたのである。

これに続き、韓国が公表したのは、「戦時」作戦統制権の再延期の可能性であった。「聯合通信」が7月17日、米国防総省当局者の発言として、韓国が「戦時」作戦統制権の再延期を提案し、米韓間で協議中であると報じると⁵²、韓国国防部はその事実を認め、「われわれは安保を最優先の価値に置き、戦作権転換を推進していく」⁵³と強調した。かくして、韓国が米国に対し、2015年に「戦時」作戦統制権の返還後に「連合戦区司令部」という新たな連合軍司令部を創設することと、「戦時」作戦統制権の返還時期を再延期するという二つの選択肢を提示していたことが公表されたことになった。

北朝鮮にとって「連合戦区司令部」が既存の米韓連合軍司令部と変わることはないと判断していたことは先にも触れたが、そうである以上、「戦時」作戦統制権の返還が再延期され、米韓連合軍体制が存続する可能性が明らかになったことについて、北朝鮮の批判は「連合戦区司令部」設立に対する批判と酷似していたのは当然といわなければならない。『民主朝鮮』は「傀儡敗党の底意は、あくまでも米軍を南朝鮮に縛りつけ、彼らの力を借りて同族を害そうとするものである」⁵⁴と批判したのである。

これ以降、7月30日から31日にかけて、ソウルで第4回米韓統合国防対話（Korea-US Integrated Defense Dialogue=KIDD）での実務的な議論を経て、同年8月末にASEAN 拡大国防長官会議（ASEAN Defense Ministers' Meeting-Plus=ADMM-Plus）で、「戦時」作戦統制権返還について、返還合意の時期の状況と現在の安保状況の再評価、北朝鮮の核とミサイルについての韓国側の対応水準、「戦時」作戦統制権を返還できる韓国側の能力などが、返還時期の再延期の条件となることが議論された⁵⁵。

5. おわりに——「第2次南北関係発展基本計画」と北朝鮮

朴槿恵の対北朝鮮政策は、北朝鮮の核保有を助長しないという制約のなかで展開せざるをえなかった。朴槿恵が主張する「信頼プロセス」は、米韓同盟をはじめとする既存の安全保障秩序の維持を念頭に案出されたもので、盧武鉉政権期によく議論された軍事停戦協定の平和協定への転換（「平和プロセス」）を北朝鮮の非核化（「非核化プロセス」）と連動させるとの構想、あるいは盧武鉉政権がブッシュ政権と合意した「戦時」作戦統制権の返還についても否定的にならざるをえなかった。とりわけ、朴槿恵はNLLをはじめとする

安全保障上の秩序に変更をもたらしかねない過去の南北間の文書——とりわけ「10・4宣言」——の履行には慎重にならざるをえなかった。

したがって、朴槿恵の「信頼プロセス」は「南北基本合意書」に謳われたような軍事的信頼醸成を必ずしも指すものではなく、非政治軍事的領域を主として推進されるものと考えられた。開城工団は「南北共同宣言」を契機として開始された南北共同事業であり、「10・4宣言」でもその意義が確認され、唯一維持されてきた事業であるが、朴槿恵はそれを既存の合意文書との関連に位置づけてはいなかった。朴槿恵にとって開城工団事業は、非政治軍事的領域における北朝鮮との「信頼プロセス」の試金石に他ならなかったのである。

北朝鮮が2013年春に行った攻勢は、米韓合同軍事演習への対抗という意味と併せて、金正恩政権内部の緊張造成という意味ももっていたであろう。しかし、その攻勢が南北間の「不可侵に関する全ての合意」の破棄だけではなく、開城工団事業の操業中止に及び、朴槿恵の「信頼プロセス」は大きな挑戦を受ける形となった。北朝鮮は当初の目的を達成したと判断したのか平和攻勢に転じたが、その過程で朴槿恵は開城工団事業の再開を通じて、それを改めて「信頼プロセス」に位置づけようとした。

上のような朴槿恵の対北政策を端的に示したのが、統一部が2013年10月に公表した「第2次南北関係発展基本計画（13—17年）」の内容である⁵⁶。この計画は2007年11月、盧武鉉政権が策定した「南北関係発展基本計画」に続くものであるが、その名が示す通り「10・4合意」の履行を念頭に置いて策定されたものであり、軍事停戦協定の平和協定への転換、あるいは「西海平和協力特別地帯」設立に関する項目までも含まれていた⁵⁷。これに対して朴槿恵政権が発表した第2次計画は、かかる項目を悉く欠いていた。ここに示されるように、朴槿恵政権では、盧武鉉政権期にみられた「非核化プロセス」と「平和プロセス」を連動させるという構想が生まれる素地はみられない。

これは「戦時」作戦統制権の返還問題にも関連する。上にみたように、朴槿恵政権はこの問題について、返還時期の延期と新たに「連合戦区司令部」を設立するという二つの選択肢をほぼ同時に提示していたが、盧泰愚政権が米国に対して「戦時」作戦統制権の返還を要求したのは、それにより平和体制樹立問題で韓国の当事者能力を高めようとする意図からでもあった。したがって、朴槿恵政権が「戦時」作戦統制権の返還に否定的である限り、北朝鮮が南北対話でこの問題を扱うという展望は開けにくい⁵⁸。この問題は2013年10月の第45回米韓安保協議会で引き続き協議することになったが⁵⁹、その結果如何を問わず、朴槿恵政権は北朝鮮との平和体制樹立に積極的ではないことは明らかである。統一部が発表した「韓半島信頼プロセス」では、その支柱の一つとして「韓半島の平和定着」が挙げられていたが、それは平和体制樹立を意味するものではないと考えてよい。

これを北朝鮮が批判したのはいうまでもない。祖国平和統一委員会は「第2次南北関係発展基本計画」の審議中から、この計画が「朝鮮西海平和協力特別地帯設置の問題、現停戦体制を終息させて恒久的平和体制を構築する問題など、10・4宣言に明記され、北と南が履行することを合意した問題を完全に破棄してしまった」と批判した上で、「南北共同宣言」と「10・4宣言」について改めて「北南の首脳が採択、発表した両北南宣言は北南関係の発展と祖国統一の里程碑であり、行動綱領である」と強調した⁶⁰。さらに、北朝鮮の批判は「信頼プロセス」にも及んだ。『労働新聞』は論評を発表し、「第2次南北関係発展基本計画」が公表されると、それが「10・4宣言」に明記された項目を「根こそぎ」にしたと指摘しつ

つ、「信頼プロセス」について、「本質上、外部勢力と結託して体制対決と北侵野望を実現しようとするものであって、李明博逆徒が追求した反共和国対決政策である『非核・開放・3000』と何らの違いもない」と批判した。なお、この論評は「戦時作戦統制権を再び差し出すと強情」を張っている朴槿恵政権こそ「変化の主な対象」とであると指摘したのである⁶¹。

— 註 —

¹ この間の経緯については、拙稿「金正恩政権と軍事停戦体制——『閏日合意』と対南政策の展開」『2012年の北朝鮮』、日本国際問題研究所、2013年を参照。

² 詳細は、拙稿「金泳三『3段階統一方案』の生成と変容——『民族発展共同計画』と多国間協議」小此木政夫編『金正日時代の北朝鮮』、日本国際問題研究所、1999年、196-206頁を参照。

³ 『李明博政府の外交安保ヴィジョンと戦略——成熟した世界国家』ソウル、青瓦台、2009年、11頁。阪田恭代「『グローバル・コリア』と米韓同盟——李明博政権時代の同盟変革」小此木政夫・西野純也編『朝鮮半島の秩序変革』、慶應義塾大学出版会、2013年、31頁。李明博は2010年の光復節演説で、統一問題について「3段階」に言及したことがあるが、それは「平和共同体」、「経済共同体」、「民族共同体」という「共同体」建設についての「3段階」であり、「南北高官級会議」の設置には言及したものの「国家連合」等の制度化には触れられていない。「第65周年光復節慶祝辞（2010. 8. 15）」『李明博大統領演説文集（第3巻）』ソウル、大統領秘書室、2011年、275頁。および、『李明博大統領の8・15構想——韓半島の新たな平和構想』ソウル、統一部、2010年を参照。

⁴ 朴槿恵は2011年秋の米誌『フォーリン・アフェアーズ』への寄稿論文にみられるように、「信頼」の英訳語として「trust」を多用している。See, Park Guen-hye, “A New Kind of Korea: Building Trust between Seoul and Pyongyang,” *Foreign Affairs*, Volume 90 Number 5 (September/October 2011). これについては、統一部の解説もほぼ同様とみてよい。例えば、「韓半島信頼プロセス」<http://www.unikorea.go.kr/index.do?menuCd=DOM_000000101004000000>を参照。

⁵ 「朴『ソウル・平壤に南北交流連絡事務所を設置する』」『朝鮮日報』2012年11月6日。以下、この記者会見からの引用はこの文献による。

⁶ 前掲、「韓半島信頼プロセス」。

⁷ 「統一憲法をつくり『民族和合民主統一』を——3大否定心理汎国民的に追放（1981年1月22日）」『全斗煥大統領演説文集（第2輯）』ソウル、大統領秘書室、発行年不詳、367頁。

⁸ 「20個示範実践事業（1982年2月1日、国土統一院長官声明）」『民族和合・民主統一方案』ソウル、国土統一院、1982年、169頁。

⁹ 「大統領就任辞——希望の時代を開きましょう」<http://www1.president.go.kr/president/speech.php?rh%5Bpage%5D=8&srh%5Bview_mode%5D=detail&srh%5Bseq%5D...>

¹⁰ 以下、「10・4宣言」からの引用は、『2007年南北頂上会談合意解説資料』ソウル、南北頂上会談準備企画団、2007年、10-11頁、「北南関係の発展と民族繁栄のための共同宣言」『労働新聞』2007年10月5日による。

¹¹ 拙稿「『2・13合意』以降の平和体制樹立問題——北朝鮮の認識における当事者論と手続論」『北朝鮮体制への多層的アプローチ——政治・経済・外交・社会』、日本国際問題研究所、2011年、22-32頁。

¹² 『第18代大統領選挙セヌリ党政策公約——世相を変える約束・責任ある変化』ソウル、セヌリ党、2012年、356頁。

¹³ 拙稿「米韓連合軍司令部の解体と『戦略的柔軟性』——冷戦終結後の原型と変則的展開」久保文明編『アメリカにとって同盟とはなにか』、中央公論新社、2003年、178-179頁を参

照。See also, Alon Levkowitz, “Korea’s Wartime Command: Sovereignty, Security, and Independence,” *Military and Strategic Affairs*, Volume 5 No. 2 (September 2013).

¹⁴ 『東亜日報』2006年9月4日。なお、朴槿恵は同年9月末の欧州外遊で訪れた北大西洋条約機構(NATO)本部で、米韓連合軍司令部を「相当に効率的なモデル」と語っていた(『東亜日報』2006年9月28日)。この当時の「戦時」作戦統制権返還に反対するハンナラ党の見解は、『ハンナラ党報』第77号(2006年9月26日)、3頁を参照。

¹⁵ 「聯合=2007年2月16日」。

¹⁶ 『ハンギョレ新聞』2007年2月16日。

¹⁷ 「持続可能な韓半島平和のための信頼ある国防、活気ある兵営」<http://www.saenuriparty.kr/web/extend/board/extendBoardView.do?bbs_id=FRM_00000000392471>。

¹⁸ 前掲、『第18代大統領選挙セヌリ党政策公約』、356頁。

¹⁹ 「朝鮮人民軍最高司令部代弁人声明」『民主朝鮮』2013年3月6日。括弧内の英文表記は、“Spokesman for Supreme Command of KPA Clarifies Important Measures to Be Taken by It (Pyongyang, March 5)” <<http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>> による。

²⁰ 「朝鮮停戦体制の現実態について——朝鮮人民軍板門店代表部備忘録」『民主朝鮮』1996年3月10日。

²¹ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人回答」『民主朝鮮』2010年7月7日。

²² 「祖国平和統一委員会声明」『民主朝鮮』2013年3月9日。括弧内の英文表記は、“Important Measures to Defend Nation's Sovereignty, Dignity and Country's Supreme Interests: CPRK (Pyongyang, March 8)” <<http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>> による。

²³ 「米国はわれわれの新しい平和保障体系樹立のための提案に肯定的に応じなければならない——朝鮮民主主義人民共和国外交部代弁人談話」『労働新聞』1996年2月23日。および、拙稿「朝鮮半島平和体制樹立問題と中国——北東アジア地域安全保障と『多国間外交』」高木誠一郎編『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』、日本国際問題研究所、2000年、223頁。

²⁴ 「祖国平和統一委員会声明」『民主朝鮮』2009年1月30日。括弧内の英文表記は、“DPRK to Scrap All Points Agreed with S. Korea over Political and Military Issues (Pyongyang, January 30)” <<http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>> による。北朝鮮では「南北基本合意書」の正式名称を「北南間の和解と不可侵および協力、交流に関する合意書」と呼び、韓国の「南北間の和解と不可侵、交流、協力に関する合意書」とは、「協力」と「交流」が逆転しているが、これは同合意書の採択当初からの呼称である。

²⁵ 「わが軍隊の断固たる対応意志を実際の措置で誇示——北南将領級軍事会談わが軍団長南朝鮮傀儡当局に通告」『民主朝鮮』2013年3月28日。

²⁶ 「開城工業地区の運営が壁にかかったことを正しく知らなければならない——中央特区開発指導総局代弁人談話」『民主朝鮮』2013年3月31日。

²⁷ 「統一部声明」<http://www.unikorea.go.kr/board/view.do?boardId=BO0000000030&memuCd=DOM_000000101001004000&orderBy=REGISTER_DATE_DESC&startPage=11&dataSid=225302>。

²⁸ 「開城工業地区事態と関連した重大措置をとることについて——金養建党中央委員会秘書の談話」『労働新聞』2013年4月9日。

²⁹ リ・ヒョンド「朝鮮半島の停戦体系維持策動は反共和国戦争の企図の産物」『労働新聞』2013年5月29日。

³⁰ 「祖国平和統一委員会代弁人特別談話文」『民主朝鮮』2013年6月7日。

³¹ 「新年辞」『労働新聞』2013年1月1日。

³² “Park: Onus Is on N. Korea to Resolve Kaesong's Suspension,” Yonhap, July 14, 2013.

³³ パク・チョルジュン「対話の雰囲気造成の重要な現実的問題」『労働新聞』2013年6月12日。

- ³⁴ 「祖平統代弁人談話政府立場」<http://www.unikorea.go.kr/board/view.do?boardId=BO0000000306&menuCd=DOM_000000101001004000&orderBy=REGISTER_DATEDESC&startPage=9&...
- ³⁵ 「南北会談関連政府立場」<http://www.unikorea.go.kr/board/view.do?boardId=BO0000000030&menuCd=DOM_000000101001004000&orderBy=REGISTER_DATE...
- ³⁶ 北朝鮮側発表文は、「北南当局会談のための実務接触進行——発表文」『民主朝鮮』2013年6月11日。韓国側発表文は、同上「南北会談関連政府立場」による。
- ³⁷ 「北南当局会談を破綻させた傀儡徒党の挑発的妄動を絶対に容認しないであろう——祖国平和統一委員会代弁人特別談話文」『労働新聞』2013年6月13日。
- ³⁸ 「開城工団関連北側文献受理動向関連資料（2013. 7. 3、統一部）」。
- ³⁹ 「報道資料：開城工団関連南北当局間実務会談提議」。
- ⁴⁰ 「開城工団人道支援関連統一部長官声明」<http://www.unikorea.go.kr/board/view.do?boardId=BO0000000030&menuCd=DOM_000000101001004000&orderBy=REGISTER_DATE...
- ⁴¹ 「祖国平和統一委員会代弁人談話」『民主朝鮮』2013年8月8日。
- ⁴² 「開城工団正常化のための合意書（2013. 8. 14）」、「開城工業地区正常化のための第7次北南実務会談進行——開城工業地区正常化のための合意書」『民主朝鮮』2013年8月15日。
- ⁴³ 『第315回国会（臨時会）国会運営委員会会議録（第2号）』ソウル、国会事務処、2013年、47頁。および、『中央日報』2013年4月20日。
- ⁴⁴ 『第315回国会（臨時会）国会本会議会議録（第2号）』ソウル、国会事務処、2013年、6頁。
- ⁴⁵ ラ・ソルハ「『戦時作戦統制権転換』延期の動きにかけられた意図」『労働新聞』2013年5月1日。
- ⁴⁶ “Office of the Press Secretary, For Immediate Release, May 07, 2013, Remarks by President Obama and President Park of South Korea in a Joint Press Conference”<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/05/07/remarks-president-obama-and-president-park-south-korea-joint-pres-confe...
- ⁴⁷ 「韓米国防長官戦作権転換再延期論議」『国防日報』2013年8月29日。
- ⁴⁸ 『第320回国会（定期会）国会国防委員会会議（第3号）』ソウル、国会事務処、2013年、29～30頁。
- ⁴⁹ “Allies Agree on New Combined Command, 2013.06.03”<http://sgp.mofat.go.kr/webmodule/Hsboard/template/read/legengreadboard.jsp?typeID=16&boardid=12414&seqno=697757&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_ENGLEGATIO&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>
- ⁵⁰ 『国防日報』2013年6月3日。
- ⁵¹ チョン・ジョンホ「情勢緩和に逆行する挑発的言動」『労働新聞』2013年6月6日。
- ⁵² 「聯合=7月17日」。この報道は、直ちに『ワシントン・ポスト』などにも引用された。See, Chico Harlan, “S. Korea Want to Delay Military Deal with U.S., News Report Says,” *Washington Post*, July 17, 2013.
- ⁵³ 「報道資料：戦作権転換についての米国防部高位当局者の言及に関する国防部の立場」<http://www.mnd.go.kr/user/newsInUserRecord.action?id=mnd_020400000000&siteId=mnd&page=28&newsId=I_669&newsSeq=N_I_166&command=...
- ⁵⁴ リ・ギョン Chol「民心に逆行する反逆行為」『民主朝鮮』2013年7月21日。および、「祖国平和統一委員会書記局報道」『労働新聞』2013年7月27日。同日の「平壤放送」も、これと同様の内容の批判を行っていたという。これについては、『RP 北朝鮮政策動向』第10号（平成25年8月25日発行）、47頁を参照。ただし、『民主朝鮮』はこの論評で、韓国が「戦時作戦統制権返還時期の再延長を米国に要請した」時期を「先の3月から」と述べていたが、その根拠は明らかではない。なお、「連合戦区司令部」は、現在の米韓連合軍司令部と同様、空軍については引き続き米軍が作戦統制権を握るものとされている。これにつ

いて『労働新聞』は後に、米韓連合軍司令部に代わる「新しい司令部」が「米軍が空軍作戦統制を渡す」ものではないことを指摘した上で、「『戦時作戦統制権返還』騒ぎが形式に過ぎないことがわかる」と述べて、「連合戦区司令部」を批判していた（キム・ヒョンチョル「北侵戦略機構は遅滞なく解体されなければならない」『労働新聞』2013年11月8日）。

⁵⁵ 註（47）に同じ。

⁵⁶ 「第2次南北関係発展に関する基本計画」。なお、この内容は政権発足直後に提出された統一部業務報告案ですでに輪郭が示されていた（『2013年統一部業務報告』ソウル、統一部、2013年3月27日）。

⁵⁷ 「南北関係発展基本計画」<http://www.unikorea.go.kr/board/view.do?boardId=BO0000000057&menuCd=DOM_000000101001003000&orderBy=REGISTER_DATE DESC&startPage=12&data...>.

⁵⁸ この視点から朴槿恵の対北政策を批判的に論じた論考として、see, Kyung-young Chung, “The Year 2015 or After: Transition of Wartime Operational Control, Self-esteem of the Republic of Korea, and Trust-building Process” (EAI Issue Briefing No. MASI 2013-03), Seoul: East Asia Institute, September 30, 2013.

⁵⁹ Joint Communiqué, The 45th ROK-U.S. Security Consultative Meeting, October 2, 2013, Seoul, p.5.

⁶⁰ 「極悪な体制対決野望を追求する者たちは悲惨な破滅を免れえないであろう——祖国平和統一委員会代弁人談話」『労働新聞』2013年10月4日。

⁶¹ 論評員「朴槿恵の《朝鮮半島信頼プロセス》を評する」『労働新聞』2013年10月24日。